

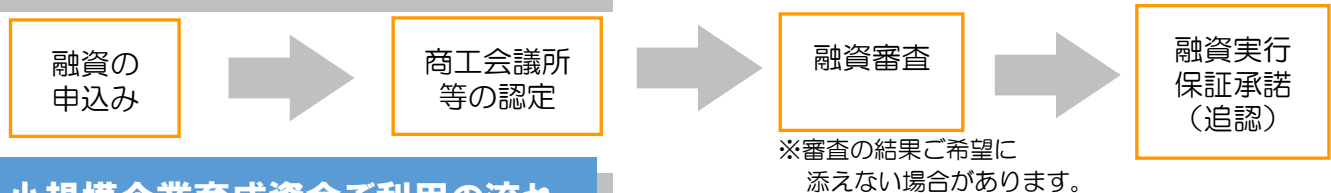
小規模企業特別資金・小規模企業育成資金

施設・設備の設置や改善を行うこと（設備資金）や商品や原材料等の仕入れ等の資金繰りを行うため（運転資金）に小規模企業者※が、必要とする資金を利用できる県の制度融資です。

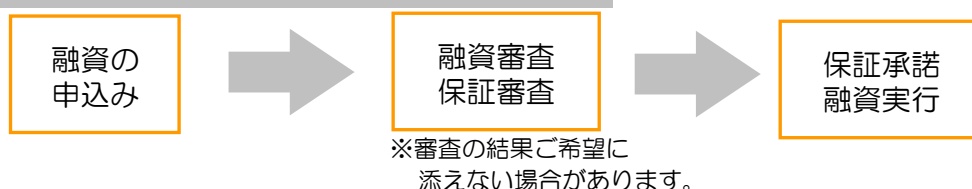
※「小規模企業者」とは、中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時雇用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人、ただし宿泊業及び娯楽業は20人）以下のもの。

制 度 名	小規模企業特別資金・小規模企業育成資金
対 象 者	小規模企業者であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの
融 資 限 度 額	設備・運転資金 2,000万円 ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）がある場合は、それとの合計額が2,000万円に達するまでの額 また、小規模企業特別資金及び小規模企業育成資金の両資金を利用する場合は、その合計の融資残高が2,000万円に達するまでの額
資 金 使 途	設備・運転資金
融 資 期 間	設備・運転資金 10年以内 （据置期間 1年以内 を含む。）
返 済 方 法	元金均等分割返済
融 資 利 率	責任共有利率 年 1.45% （固定） 責任共有外利率 年 1.30% （固定） ※小規模企業特別資金は責任共有外のみでの利用になります。
信用保証料率	年0.20%～年1.20%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要

小規模企業特別資金ご利用の流れ



小規模企業育成資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>